

一般競争入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 パーテーション等借上げ
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和5年4月4日（火）から令和5年6月5日（月）まで
- (4) 業務場所 別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者であること。なお、（5）に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (3) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) （3）の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 岩手県内に本社又は支社（支店・営業所等の拠点）を有すること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 本件の入札に参加しようとする者は、次の書類を令和5年3月17日（金）午後5時（必着）までに、12（4）に示す場所に郵送又は持参により1部提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）
 - イ 事業所に関する調書（任意様式）
会社の概要（パンフレット類でも可）、組織体制等がわかるもの

(2) 提出した書類について、岩手県政策企画部秘書課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、必要に応じて入札参加資格の確認のための追加書類の提出を求めることがある。

(3) 提出した書類について補正を希望する場合、令和5年3月17日(金)午後5時(必着)まで認めるものとする。

4 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書は、直接5の日時及び場所に持参すること。

(3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印しなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。

なお、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

(4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

(5) 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行う。

(6) 入札及び開札の場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札及び開札の場所に入場することができない。

5 入札及び開札の日時及び場所

令和5年3月20日(月) 午後2時

盛岡地区合同庁舎 8階 講堂A

6 入札書記載事項

入札書は、次のことを表示し、押印すること。

(1) 入札年月日

(2) 頭書に「入札書」である旨記載

(3) 入札金額

(4) 入札件名

(5) あて名(「岩手県知事 達増拓也」とする。)

(6) 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、その所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名及び印を加えるものとする(頭書に「代理人」と記載。))

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札当日(入札執行前)に、入札しようとする金額の

100分の3以上の額を納めるものとする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者がした入札
- (3) 指定の日時まで指定の場所にいなかった入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札
- (8) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (9) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (11) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 本件業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切ることとする。
- (5) 落札者が岩手県の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

10 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

11 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

12 その他

- (1) 令和5年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件業務手続について停止の措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合、入札者は、その疑義について入札前に説明を求めることができる。
- (4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県政策企画部秘書課儀典調整担当

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号（盛岡地区合同庁舎8階 秘書課分室）

TEL 019-629-5344 FAX 019-629-5783